

記入前に裏面の注意事項を
ご確認ください

公益社団法人 日 本 犬 保 存 会

一胎子犬登録申請書

作 出 者 (母犬所有者)	会員証 No.
	☎ 携帯/TEL
	住所 氏名 (印)
犬 舎 号	
犬舎号 No.	

▶ ☐ 小型-柴 犬 ☐ 大型-秋田犬

☐ 中型-☐ 紀州犬 ☐ 四国犬
☐ 北海道犬 ☐ 甲斐犬

▶ 該当欄に
☑

▶ ※忘れずに記入ください

出産子犬数 Ⅱ 死産+除去+登録前死亡+登録数 詳しくは裏面《登録に関して》4 参照

出産子犬数	死 産	除 去 (血統書不要)	登録前死亡	登 録 数 (血統書発行数)	犬 舎 号		
雄 頭 雌 頭	雄 頭 雌 頭	雄 頭 雌 頭	雄 頭 雌 頭	雄 頭 雌 頭			
父 犬	犬 名 _____ 号 犬舎号 _____ 日保籍 _____ 型 第 _____ 号 毛色 _____ 尾型 _____ 生年月日 _____. _____. _____. _____. _____				母 犬	犬 名 _____ 号 犬舎号 _____ 日保籍 _____ 型 第 _____ 号 毛色 _____ 尾型 _____ 生年月日 _____. _____. _____. _____. _____	

犬名について該当欄に☑ → 記入した犬名について不備や重複がある場合は (☐ 本部に一任 ・ ☐ 連絡が欲しい)

※複数チェック可

☐ 本部に一任 ☐ その他 (_____)

日 保 籍	(ふ り が な) 犬 名	性 別 (雄を先に雌を後)	毛 色	尾 型	決 定 し た 譲 渡 先 の 住 所	譲 受 者 氏 名 (会 員 は No. も 入 れ る)
ここには 何も記入しないで下さい	1	号 雄 雌		卷 差		
	2	号 雄 雌		卷 差		
	3	号 雄 雌		卷 差		
	4	号 雄 雌		卷 差		
	5	号 雄 雌		卷 差		
	6	号 雄 雌		卷 差		
	7	号 雄 雌		卷 差		
	8	号 雄 雌		卷 差		

上記の通り交配したことを証します

「父犬」・「交配日」・「父犬所有者」は父犬所有者がご記入ください。

※作出者と同じ場合もご記入ください。

父犬所有者	会員証 No.
	氏 名 (印)

注 意 事 項

《申請前に確認して頂きたいこと》

1. 生後7ヵ月未満の父犬・母犬の交配による繁殖は、優良犬の作出、母体保護の観点から子犬の登録はできません。
2. 前回の出産日から今回の出産までが5ヵ月(150日)未満で生まれた子犬の登録はできません。
3. 母犬は申請時において作出者の名義(所有者)でなければなりません(一胎子犬登録と同時に所有者変更可)。
4. 登録は出産後2年までとし、それを過ぎたものは登録できません。

《登録に関して》

1. 間違いのない様、楷書ではっきりと消えないペンで記載してください。
2. 出産日から60日以内に一胎子犬登録申請をして頂くようお願い致します。
※期日の判定基準は送金された日付(消印)です。下記3.の判定基準も同じ
3. 出産後61日から2年以内の申請は、特別料を必要とします。
4. 出産子犬数は、死産・除去・登録前死亡・登録数を合わせた数です。
※死産…死亡したまま娩出された 除去…血統書不要 登録前死亡…申請する前に死亡
5. 除去で申請した(一胎子犬登録をしなかった)場合、生後2年以内まで追加登録(単独犬登録)が可能です。※トラブル防止の為、全ての子犬の登録をお願いしております。
6. 父犬、母犬共に、所有者は登録時点において会員であることが必要です。
また、作出者(母犬所有者)は犬舎号を所有しないと一胎子犬登録はできません。
犬舎号が未登録の場合は申請をしてください(一胎子犬登録と同時申請可)。
7. 犬名は5文字以内とし、日本犬らしい、性別のはっきりわかるものにして
ください。一度登録した犬名は、犬種・毛色等に関わらず同一犬舎で再度の
使用はできません(当会では、旧字・新字は同一漢字とみなしておりますの
でご了承ください(竜と龍、桜と櫻 等))。※登録できないもの…英字(ABC 等)、算
用数字(1 2 3 等)、洋風名をカタカナにしたもの(ジョン・ラッキー 等)、姓名のようなもの(山田太郎 等)、

両親犬と同じ、漢数字のみ、毛色の名前(赤・胡麻 等)、その他(犬名として相応しくないもの)

8. 譲渡先の決まっているものは、「決定した譲渡先の住所」「譲受者氏名」を記載することで、所有者変更料は不要になります(住所の記載は必須)。申請中に限り譲渡先を消すことは可能ですが、追加や変更はできません。血統書到着後、改めて所有者変更の手続きをしてください。ただし、展覧会へ出陳する場合に限り、申請中に所有者変更の手続きを致します(所有者変更料がかかります)。
9. 登録規定第十条(1)項並びに第十三条(1)項及び本規定諸条項に差し障りのあるものは登録できません。※血統登録証明書または予備登録証明書の裏、または会誌参照
10. 受理された申請書は返却できません。提出される前にコピー等をして保管をお願い致します。提出後に申請書の写しが欲しい場合は料金が発生致します。

《登録料》

(1) 犬舎号登録料(犬舎号証明書付)	1件につき	5,000円
(2) 一胎子犬登録料(血統登録証明書付)	1頭につき	3,500円
(3) 特別料(《登録に関して》の3.によるもの)	生後60日以上1年以内	1頭につき 500円
	生後1年を過ぎて、2年以内	1頭につき 2,500円
(4) 単独犬登録料(血統登録証明書付)	1頭につき	6,000円
(5) 予備登録証明書(予備登録証明書付)	1頭につき	6,000円
(6) 所有者(名義)変更料	1件につき	2,000円
(7) 賞歴記載料	1件につき	2,000円

申請した内容に誤りがあった場合

申請中のものについては本部にお電話ください。

血統書発行後については料金と血統書の回収等が必要です。手続き方法は会誌・日本犬保存会HPをご確認、または本部にお電話ください。